

報告第2号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分について（和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項のうち、和解について、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

平成30年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 涉

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年9月25日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 橋川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、下記相手方を被告とする大津地方裁判所平成30年（ワ）第172号損害賠償請求事件につき、下記のとおり和解する。

1 相手方

住所 滋賀県栗東市

氏名 (個人)

2 理由

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、平成30年1月4日の専決処分に基づき、上記相手方を被告として第三者行為（交通事故）に係る損害賠償請求の訴えを提起した。上記相手方と話し合いの末、合意が整い、下記和解条項のとおり和解することとなったため。

3 和解条項

(1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として131万5814

円の支払義務があることを認める。

- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月末日限り、原告が交付する納付書に従い支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

平成30年10月から平成36年2月まで2万円ずつ

平成36年3月に1万5814円

- (3) 被告が、前項の分割金の支払を怠り、その額が4万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から第2項による既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。